

# 一般社団法人 日本口腔内科学会 定款施行細則

## 第1章 総 則

第1条 この法人の運営については法令又は定款、規約、規程に基づくもののほか、この定款施行細則による。

## 第2章 会員及び役員

第2条 会員は定款第5条により構成する。

(1) 会員資格はこの法人の会員資格基準による。

(2) 会員の入会方法は第3条以下第6条の本細則による。

第3条 施行細則第3条に定める会員になろうとする者は次の書類をこの法人に提出しなければならない。

・加入申込書                      ・誓約書                      ・履歴書

第4条 正会員として入会申込を受けたこの法人の事務局は、定款、諸規程、施行細則等に定められた各条項に照らし、正会員とするに足るものであるか否かを調査し、その旨を所定の用紙に意見を付し、理事会に上申する。

第5条 前項による、この法人の事務局が適合と認める時は理事会にその旨を上程し、理事会は審議の上出席理事の過半数の決議をもって入会を承認する。

2 入会承認は、この法人より通知する。

3 賛助会員として入会申込を受けたこの法人の事務局は、入会審査委員会においてこの法人の定款、諸規約、諸規程、施行細則等の各条項と照合し審査して、適合と認めるとき、理事会にその旨を上申する。なお、理事会は審議の上、出席理事の過半数の決議をもって入会を承認する。

第6条 この法人は入会申込者に入会金及び会費の納入を通知し、納入されたときをもってこの法人の会員たる資格を取得する。

会員は会費の納入が会費を3年間滞納した場合、期日までに納入がされなかった場合は、理事会の決議をもって会員資格を失うことがある。

第7条 理事は代議員の中から選任し、監事は会員の中から選任する。ただし理事は、選任時の年齢が65歳以下の者とする。

2 理事長は、若干名の理事を推薦できるものとする。

## 第3章 入会及び会費

第8条 正会員の入会金、会費の年額をそれぞれ3,000円、10,000円と定める。

第9条 賛助会員の入会金、年会費の年額をそれぞれ10,000円、30,000円と定める。

#### 第4章 社員総会

第10条 社員総会における会員の表決権の代理は、1人5名までとする。

2 社員総会に出席することができない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

#### 第5章 専門委員会・特別委員会

第11条 この法人の事業活動を円滑かつ適正ならしめるため、次の専門委員会をおく。

(1) 学術委員会 (2) 雑誌編集査読委員会 (3) 用語・分類検討委員会 (4) 規約改定委員会 (5) 財務委員会 (6) 広報・渉外委員会 (7) 専門医制度委員会 (8) 認定委員会 (9) 倫理委員会 (10) 利益相反委員会 (11) 選挙管理委員会

第12条 この法人は必要に応じ臨時に特別委員会をおくことができる。

2 特別委員会に関する事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

第13条 各委員会は理事長の諮問により、その他当該委員会の所掌事項及び理事会からの委託事項を調査研究し、その経過の概要及び結果を理事長及び理事会に具申する。

第14条 各専門委員会の委員の任期は2年とする、但し特別委員会の委員の任期は、理事長が定める。

第15条 各委員会に委員長1名、副委員長1名乃至2名をおくことができる。

第16条 委員長及び副委員長の職務権限、各委員会の招集及び運営、その他の事項に関しては一般の例による。

第17条 理事長は必要があるときは、各委員会に出席してその審議に参画することができる。

2 理事長は、必要に応じて意見を聴取するために、関連委員長及び専門知識を有する会員を招集することができる。

第18条 学術委員会の所掌事項は、次の通りとする。

- (1) 口腔内科学に関する研究の推進、活性化に関する事項。
- (2) 口腔内科学研究および口腔疾患の実態調査に関する事項。
- (3) 法人および会員の知識、技術向上のための企画立案および推進に関する事項
- (4) 口腔内科学に関する本学会、講演会、研究会等の企画・立案に関する事項
- (5) 学術図書の企画および発行に関する事項
- (6) その他

第19条 雑誌編集査読委員会の所掌事項は、次の通りとする。

- (1) 機関誌への投稿論文の査読に関する事項
- (2) 機関誌への掲載情報の審査に関する事項
- (3) 機関誌の発行

(4) その他

第 20 条 用語・分類検討委員会の所掌事項は、次の通りとする。

- (1) 口腔疾患に関する用語の適正化に関する事項
- (2) 口腔疾患の分類に関する事項
- (3) その他

第 21 条 規約改定委員会の所掌事項は、次の通りとする。

- (1) 定款、規約、規程、施行細則等の設定に関する事項
- (2) 定款、規約、規程、施行細則等のお変更に関する事項
- (3) その他

第 22 条 財務委員会の所掌事項は、次の通りとする。

- (1) 会費及び入会金に関する事項
- (2) 経費支出に関する事項
- (3) 収支予算及び決算に関する事項
- (4) 財務諸表に関する事項
- (5) 収支会計の監査に関する事項
- (6) その他

第 23 条 広報・渉外委員会の所掌事項は、次の通りとする。

- (1) 口腔内科学の普及に関する事項
- (2) 口腔内科学に関する国民の啓発に関する事項
- (3) 官庁その他関係団体との連絡交渉に関する事項
- (4) その他

第 24 条 専門医制度委員会の所掌事項は、次の通りとする。

- (1) 口腔内科専門医制度の制定に関する事項
- (2) 口腔内科専門医制度の改定に関する事項
- (3) その他

第 25 条 認定委員会の所掌事項は、次の通りとする。

- (1) 口腔内科専門医の資格審査に関する事項
- (2) 口腔内科専門医の認定試験に関する事項
- (3) 口腔内科専門医の認定に関する事項
- (4) その他

第 26 条 倫理委員会の所掌事項は、次の通りとする。

- (1) 定款第 9 条に該当する会員からの事情聴取に関する事項
- (2) 当該事由関係者からの事情聴取に関する事項
- (3) 当該事由に関する情報収集に関する事項
- (4) その他

第 27 条 利益相反委員会の所掌事項は、次の通りとする。

- (1) 定款第 9 条に該当する会員の利益相反に関する事項
- (2) 研究成果の発表・公開の中立性と公明性の確保に関する事項
- (3) 利益相反に関する会員の教育・啓発に関する事項
- (4) その他

第 28 条 選挙管理委員会の所掌事項は、次の通りとする。

- (1) 定款第 5 条に該当する代議員（社員）の選出（代議員選挙）に関する事項
- (2) 代議員選挙の被選挙権者の資格審査に関する事項
- (3) 代議員選挙の選挙権者の資格審査に関する事項
- (4) 代議員選挙の実施および管理に関する事項
- (5) 役員選挙の被選挙権者の資格審査に関する事項
- (6) 役員選挙の選挙権者の資格審査に関する事項
- (7) 役員選挙の実施及び管理に関する事項
- (8) その他

## 第 6 章 常任理事会

第 29 条 この法人の定款に定める会議のほか、この法人に常任理事会をおくことができる。

第 30 条 常任理事会は、理事長が招集し、常任理事をもって構成する。

第 31 条 常任理事会は、次の事項を審議する。

(1) 常任理事会は、常務の執行に関する事項及び緊急な事項を審議し、審議事項は次の理事会に報告して承認を得る。

(2) 理事会より付託された審議事項

第 32 条 常任理事会の審議及び議決方法

(1) 定款に定める審議方法のほか、常任理事会は、書面にて審議をし議決をすることができる。

(2) 常任理事会にやむを得ない理由により出席できない理事は、委任状を提出して審議に参加し議決することができる。

## 第 7 章 表 彰

第 33 条 この法人員並びに専従従業員にして次の各号に該当するときは、理事会の議決により、表彰状・感謝状及び記念品を贈ることができる。

- (1) この法人に特に功労のあった者
- (2) この法人の役員を 4 期以上務めた者
- (3) 社会公共福祉のため善行をなし、衆の模範と認められる者
- (4) その他

## 第8章 雑 則

第34条 旅費，慶弔及び給与規程は，別にこれを定める。

第35条 年度内予算外支出は，予め理事会の承認を要する。

第36条 年会費を3年以上未納がある場合は理事会の審議を経て会員資格を喪失することがある。

## 第9章 付 則

第36条 本施行細則及び規程に定めない事項であって，緊急かつ必要な事項は理事会で審議し決定する。

2 本施行細則は，一般社団法人への移行登記時から即日施行する。